

墓所・納骨壇使用権の承継承認申請に必要な添付書類について

必要な書類		内容	確認
①	墓所・納骨壇使用許可証	紛失している場合は、再交付申請が必要です。 下記のことを併せて提出してください。 ・使用許可証再交付申請書 ・再交付手数料（1墓所につき350円） ※郵送等で申請する場合は、定額小為替を同封してください。	
②	承継者（新使用者）の住民票 ※コピー可	本籍・筆頭者が記載され、発行から3か月以内のものを添付してください。	
③	被承継者（現使用者）と承継者の続柄が確認できる書類 ※コピー可	戸籍（除籍）謄本等	
④	【被承継者が存命の場合】 被承継者の同意書	同意書の様式は市民やすらぎ課にあります。 同意書には、被承継者の押印が必要です。	
	【被承継者が死亡している場合】 ・被承継者が死亡していることが確認できる書類 ※コピー可 ・承継者の誓約書	・戸籍（除籍）謄本等 ・誓約書の様式は市民やすらぎ課にあります。	

●市営墓地に納骨する場合の手続きについて

※手続き前に納骨された方は、事後手続きをお願いします。

必要な書類		確認
①	墓所・納骨壇使用許可証	
②	埋火葬許可証又は改葬許可証の原本	
平和公園墓園（合葬式墓地を含む）		
・納骨日の1週間前までに、市民やすらぎ課まで納骨日時を御連絡ください。 ・納骨日当日は、上記の必要な書類を持参し、平和公園管理事務所にお越しください。 墓所・納骨壇使用許可証に納骨情報を記入します。 （事前に埋火葬許可証又は改葬許可証を当課へ提出済みの場合は、墓所・納骨壇使用許可証のみ持参してください。） ・合葬式墓地への納骨は、午前10時から午後4時までです。 ・平和公園管理事務所の閉館日（水曜日及び12月29日から1月3日）には、合葬式墓地への納骨はできませんので御注意ください。		
その他の墓地・墓園		
・上記の必要な書類を持参し、市民やすらぎ課にお越しください。 墓所・納骨壇使用許可証に納骨情報を記入します。		

【問い合わせ先】

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 市民やすらぎ課
TEL：087-839-2273 / FAX：087-839-2276